

# 静岡市こどもクリエイティブタウン

[令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日]

## 指定管理業務仕様書

静岡市経済局商工部商業労政課

## 1 施設の設置目的・運営方針

### (1) 設置目的

本施設は、児童を中心とする市民に対して、模擬店舗等でつくられるまちにおいて様々な仕事やものづくりを体験する場を提供することにより、次世代を担う創造力をもつ健全な人材を育成するとともに、社会や経済の仕組みの学習及び地域の産業に対する理解の促進に寄与することを目的とする。

### (2) 運営方針

指定管理者は、静岡県クリエイティブタウン条例等関係法令を遵守し、設置目的に沿った管理運営を行うこと。

ア 施設設置の趣旨に則した事業の実施、施設の管理・運営を行い、設置目的の実現に向けて最大限努力すること。

イ 運営に当たっては、市民の参画の促進や、企業・商店街・経済団体等との協働による事業実施など、市民・企業等との協働による運営に努めること。

ウ 学校及び教育委員会と連携した運営に努めること。

### (3) 参加体験型活動の方針

指定管理者は、次の活動方針に基づき、こどもたちが新しい社会の担い手として基礎力を養い、自由な発想や柔軟な感性を身につけるための参加体験型活動の場の提供を行うこと。

ア こどもたちの自主性を大切にすること。

イ 地域の企業や教育機関等と連携し、家庭や学校ではできない体験づくりを重視すること。

### (4) 目標

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ア 利用者数             | 100,000人/年         |
| イ 学校・団体利用数         | 100校・団体/年、3,000人/年 |
| ウ しごと・ものづくり講座の企画運営 | 240回/年             |

### (5) 管理運営に関する基本的な考え方

本施設の管理運営にあたっては、市の推進する施策と相乗効果を発揮する運営に努めるとともに、併せて次の項目を遵守すること。

ア 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。

イ 利用者や運営協力者、広く市民を対象にアンケートを行うなど、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用しやすいようにサービスの向上に努めること。

ウ 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

エ 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。

オ 予算の執行に当たって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。

カ ごみの節減、省エネルギー等環境に配慮した運営を行うこと。

キ 個人情報の保護を徹底すること。

ク 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

(6) 対象者

高校生以下のもの。内、主たる対象を小学生とする。

## 2 指定管理業務の内容

(1) 指定管理業務を行う施設

|           |                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 名 称     | 静岡市こどもクリエイティブタウン                                                                                                                                                                                                 |
| イ 所 在 地   | 静岡市清水区辻一丁目2番1号                                                                                                                                                                                                   |
| ウ 規 模     | J R 清水駅西第一地区市街地再開発事業施設「えじりあ」内<br>地上25階建て鉄筋コンクリート造（高層棟）の3階・4階<br>延べ床面積1,810.3㎡（3階910.55㎡、4階899.75㎡）<br>※本体施設概要<br>高層棟 地上25階・地下1階〔テナント（本施設を含む）、マンション〕<br>低層棟 地上6階・地下1階〔テナント、自走式駐車場、駐輪場〕<br>津波避難ビル、帰宅困難者等一時滞在施設（5階） |
| エ 内容（用途）  | 模擬店舗等体験空間、講座体験室（パソコン室、調理室、工作室、多目的室）、未就学児向けあそび場、受付、事務室、授乳室、ベビールーム、バルコニー                                                                                                                                           |
| オ 建 築 時 期 | 平成24年9月                                                                                                                                                                                                          |

(2) 指定管理者が直接行う業務

施設の設置目的を達成するための主要な業務は、指定管理者が直接実施することを原則とし、その全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、主要業務が多岐にわたり、指定管理者のみでは実施が困難であると認められる場合など、事前に市の承認を得た場合に限り、当該業務を直接実施することができる専門業者等に主要業務の一部を委託することができる。

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、第三者からの再委託はできない。

ア 利用者に対する業務

- (ア) 施設の使用許可及び利用の制限
- (イ) 施設の利用受付
- (ウ) 施設の利用方法等案内及び指導業務
- (エ) 施設利用者の安全巡視業務
- (オ) 電話等による施設利用等の問合せ対応業務
- (カ) 施設の利用者との連絡調整業務
- (キ) 緊急時等における施設利用者の避難誘導
- (ク) その他、利用者に対して必要な業務

イ 施設の維持管理業務

- (ア) 施設及び備品等の維持管理に必要な消耗機材等の補充管理、各種契約、光熱水費、通信運搬費、テレビ受信料、防塵マット賃借料の支払いなどの業務

(イ) 各月分の利用状況報告書等の作成

(ウ) その他、施設等の維持管理に必要な業務

ウ クリエイティブタウン条例第2条に伴う事業内容の業務

指定管理者は、クリエイティブタウン条例第2条に基づく以下の事業を企画及び実施することとする。

※ 事業内容によっては、館外での実施も可とする。

※ 講師は、外部講師に依頼するほか、スタッフ等の内部講師や公的機関等が派遣する無償の講師により行うこともできる。

※ 各体験プログラムの材料費等は、参加者に対して実費負担を求めることができ、徴収した実費は、指定管理者の収入とする。ただし、負担と受益の関係が不明確な体験プログラム（例えばこどもバザール等）については、参加費等を求めることはできない。

※ 講師への出演依頼等、市の協力や名義が必要な場合は協力して行うものとする。

※ 広報しずおか等、市のメディアを利用することができる。ただし、市のメディアの利用手続きは、各メディアのルールにより、商業労政課を通じて行うこと。

※ 講師派遣や材料提供などについて協力してくれる協力企業・団体・研究教育機関等の開拓、依頼等は、市と指定管理者が協力して行うものとする。

※ この仕様書における事業名は仮称であり、指定管理者が市と協議の上、名付けることができるものとする。

(ア) 模擬店舗等における仕事やものづくりの体験の事業

a こどもバザールの企画運営

こどもバザールは、土・日・祝日など参加者の多寡などの状況に応じて「こどものまち形式」で実施する。10店舗又は職種以上（職業紹介所、銀行、市民登録受付を含む）を基本とするが、利用状況等により適宜変更できるものとする。また、こどもたちの店舗運営に資する創造力を刺激する機会（例：店舗のモデルとなる店や企業の見学やワークショップ等）を、期（同一店舗を同一のこどもたちで運営する単位）に1回以上提供すること。さらに、学校・団体利用時には学校・団体の希望に合わせ、こどもバザールを応用したプログラムも提供すること。

b らくがきキャンパスの管理運営

らくがきキャンパスを良好な状態に維持管理するとともに、専用のダストレスチョークを提供し、利用者の創作活動を支援すること。

c ひだまりパークの管理運営

ひだまりパーク及びその備品等を良好な状態に維持管理し、利用者に提供すること。

(イ) 仕事やものづくりを通じた創造力の育成を目的とする講座、研修等の事業

a しごと・ものづくり講座の企画運営

講座の企画運営を年間240回行い、そのうち5回は中高生を主な対象とした講座を開催すること。

なお、連続講座は各回を1回として数えることができる。ただし、多くの利用者に講座参加の機会を提供するため、連続講座ばかりにならないよう留意すること。

b 未就学児を対象とした講座等の企画運営

将来の核となる利用者獲得に向け、未就学児を対象とした講座等を開催すること。

c プロジェクトの企画運営

年2回以上、小学生から中高生等を対象に、継続的・定期的に活動するものづくり等のプロジェクトを実施すること。実施にあたっては、小学校卒業生を対象とした企業等と協働で取り組むプロジェクトも検討することとし、その実施内容等については市と協議の上、決定すること。

なお、当施設の他の事業と組み合わせて行うことも可とする。

(ウ) 仕事やものづくりを通じた創造力の育成を目的とする展示及び情報提供等の事業

a 企画展の実施

年1回、仕事及びものづくりに関する企画展を実施すること。

b ライブラリーの運営

仕事及びものづくりなどに関する書籍の購入、ライブラリー用パソコンを活用した情報提供や管理等を行うこと。

c おしごとツリーの運営

エントランス通路に設けた「おしごとツリー」を活用し、職業に関する情報の提供を行うこと。

d クリエイティブタウンホームページ等の運営

(a) 仕事やものづくりに関する情報やクリエイティブタウンの事業に関する情報などを掲載したホームページを運営すること。

(b) 指定管理者が替わったときは、ホームページの継続的な運営に支障を生じさせないよう、ホームページの掲載データやドメイン及び各種管理アカウント等の運営に必要な情報や権限を整理し、新しい指定管理者に引き継げるようにすること。

(c) ホームページ運営の他、必要に応じてSNS等を活用した情報提供を行うこと。

(エ) 学校・団体利用に関する事業

平日の昼間の開館時間を利用し、小中学校のキャリア教育や社会科、生活科等の学習の場となるようなプログラムを提供すること。別途、市と市教育委員会、指定管理者が共同で作成した「学校利用の手引き」を参考にして、各学校のニーズに合ったプログラムを提供すること。また、将来の核となる利用者獲得に向け、認定こども園・幼稚園・保育園の利用促進にも努めること。なお、この事業を通じた利用者の再来館につながる施策も取り入れることとする。

(オ) 記念イベントの企画運営

年1回以上、地域の賑わいづくりに結びつくような記念イベントを行うこと。

(カ) 市民・企業・研究教育機関等との協働による運営に関する事業

a こどもクリエイティブタウン運営協議会の設置運営

(a) 市民や地元企業、専門家などで構成した第三者の視点で評価・助言を行う運営協議会を設置すること。

(b) 委員については、指定管理者が市と協力して人選し、依頼すること。

(c) 会議の企画運営は指定管理者が行うこと。

b こども会議の設置運営

(a) こどもバザールの運営に関してこどもたちが意見やアイデアを述べることができる場を設けること。

(b) 会議の企画運営は指定管理者が行うこと。

c 小学校卒業生が施設運営補助できる場の企画運営

(a) 小学校卒業生が施設との関わりを継続する仕組みを構築し、世代間交流を図れるように補助的スタッフとして施設の事業運営に関わり、こどもたちの活動を支援する場を設けること。

(b) 小学校卒業生同士が交流を深める機会を提供すること。

(c) 定期的に情報提供が行えるよう、コミュニケーションツール等を活用した情報提供体制を整備すること。

d 運営協力者ミーティングの設置運営

(a) しごと・ものづくり講座の講師や材料提供などさまざまな形で継続的に支援してくれる団体や企業等（運営協力者）へ施設の事業活動の報告や、運営協力者が意見やアイデアを述べることができる場を設けること。

(b) 会議の企画運営は指定管理者が行うこと。

(キ) 利用者の成長や社会参画等に関する情報の収集及び管理

本施設での体験を通じた利用者の成長や社会参画への影響に関する情報を収集し管理すること。なお、情報収集に当たっては、対象者及びその法定代理人に対し、必要に応じて収集の目的や利用方法等を適切に説明すること。また、法令その他の規定により必要となる場合は、法定代理人の同意を取得すること。

a 対象となる利用者

(a) こどもバザールの運営に参画する小学生

(b) 小学校卒業生

※ 対象となる利用者は、市と協議の上、追加削減できるものとする。

b 情報の項目及び収集手段

情報の項目は市が事業目的等の達成に必要な範囲で定めることとし、収集手段はアンケート用紙及びWEBフォームを基本とする。ただし、回答する利用者の負担軽減のため、質問項目の設定や回答方法については、必要に応じて指定管理者も協力すること。

c 管理方法

同一対象者の成長過程を把握するため、経年的な変化を把握できるデータ管理を行うものとする。なお、対象となる利用者ごとに管理する情報や保存期間の取り扱いについては、市と協議の上、決定すること。

d 市への情報提供

収集した情報は必要に応じて市に提供すること。なお、提供する情報は、氏名・住所・連絡先等を含まない匿名化された必要最低限の情報とすることを基本とし、提供にあたってはセキュリティ管理を徹底すること。具体的な提供情報及びその提供方法は市と協議の上、決定すること。

※ 情報の分析及び検証については市が実施する。

※ 収集にあたっては、個人情報保護に関する法令及び別紙2個人情報保護に関する取扱仕様書に基づき適切に行うこと。なお、対象者の権利利益及び最善の利益に十分配慮するとともに、収集及び利用は目的達成に必要な範囲で行うこと。

※ ここに記載がない事項については、適宜市と協議の上、決定すること。

(ク) その他事業の実施及び運営に必要な業務

(3) 第三者に委託することができる業務

次に掲げる施設、設備、機器等の維持管理に関する業務については、第三者に委託することができる。

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、第三者からの再委託はできない。

#### ア 清掃・消毒業務

- (ア) 施設外誘導看板等について、適切に清掃及び維持管理を行うこと。なお、窓（外側）や外壁の清掃は、市が別途負担する共益費によりえじりあ全体管理組合が行う。
- (イ) 施設内の床面清掃、除塵、汚損部分の除去、施設内のゴミ集積・ゴミ出し等、利用者が快適に利用できるよう適切に行うこと。
- (ウ) 施設内のトイレの便器、洗面所等の洗浄、汚物類の収集処理、床面拭き掃き、壁面及び鏡面の雑巾がけ、トイレットペーパー及び洗浄剤の補充等、利用者が快適に利用できるよう、適切に行うこと。
- (エ) 施設内の備品や設備等については、共益費で対応するものを除き、利用者が快適に利用できるよう清掃等を適切に行うこと。

#### イ 警備業務

- (ア) 開館時間、閉館時間に関わらず、施設内の防犯、火災予防に努め、それらを発見した場合は直ちに適切な措置を講じること。
- (イ) 閉館時間中については、機械警備等により適切な措置を講じること。

#### ウ 空調、サーバー等の設備保守業務

法令を遵守した点検、良好な維持管理及び故障時の修理を行うこと。

#### エ 設備保守点検業務

### (4) 指定管理業務以外の業務

指定管理者との協定書を締結した後、入館料の徴収事務委託契約を別途契約する（詳細は「静岡市こどもクリエイティブタウン入館料徴収事務委託契約書（案）」のとおり）。

### (5) 利用者満足度調査の実施

利用者満足度調査（施設の利用者を対象とした満足度調査）を年度ごとに実施し、分析を行って施設の管理運営に反映するとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

### (6) 指定管理者による自己評価

年度終了後1か月以内に、市が行う年度評価と同様の方法により、当該年度の指定管理業務について自己評価を行い、次年度以降の指定管理業務の改善を図るとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

### (7) 定期報告

次の事項について、翌月7日までに月次報告書（様式は任意）を提出すること。

なお、市は必要に応じて指定管理に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとする。

#### ア 施設利用状況

#### イ 一般職員及び資格の必要な職員の配置状況（勤務実績）

- ウ 業務実施状況（業務の名称、実施日、業務概要）  
（施設・設備の定期点検や第三者に委託した業務の実施状況を含む。）
- エ その他、指定管理業務の適切な実施を確認するために必要な事項

（８）修繕の実施状況に関する協議

修繕業務の実施に当たっては、年度当初や年度末などに市と定期的に協議する。その際は、修繕の実施結果が分かる資料（実施個所の写真や実施金額を明記した資料など（様式は任意））を提出すること。

（９）事業報告（年度報告）

毎年度終了後、１か月以内に以下の内容を添付した事業報告書を提出すること。

- ア 管理業務の実施状況（事業計画との比較）
- イ 施設の利用状況（利用件数、利用人員、目標との比較、利用拒否等の件数・理由等）
- ウ 指定管理業務収支状況報告書
- エ 財務諸表
- オ 利用者からの意見・要望及び苦情の内容と対応状況
- カ 利用者満足度調査及び市民アンケート調査の実施状況、考察
- キ 自己評価の結果
- ク その他指定管理業務の適切な実施を確認するために市が必要と認める事項

（10）次年度以降の事業計画書等の作成

毎年度、市と調整を図った上で、次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。

（11）障害者差別解消法への対応

公の施設の管理運営を行うことに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第８条第２項に定める障害者への合理的配慮の提供については、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき対応すること。

（12）暴力団排除条例への対応

暴力団の利益になる利用や不当な行為を受けたときは、「静岡市暴力団排除条例運用の手引」に基づき対応を行うこと。

（13）マニュアルの整備

施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアル及び危機管理マニュアル（火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制などについて規定）を作成すること。

（14）その他指定管理者が行わなければならない業務

事故やトラブル、災害の発生のように緊急な事項や、指定管理者と金融機関の取引停止、指定管理者の法人格の変更に関わる事項など、指定管理の継続に影響がある事項については、随時報告を行うこと。

### 3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで 5年間

この期間は、静岡市議会での議決により決定する。

### 4 管理の基準等

#### (1) 開館時間

開館時間及び休館日は、原則として以下のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。

##### ア 開館時間

午前9時30分から午後5時30分まで

##### イ 休館日

(ア) 毎週水曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)

(イ) 12月29日から1月3日までの日

#### (2) 使用許可等の基準

施設利用に係る審査基準と処分基準は、当該処分の処分庁である指定管理者が、市と協議の上定める(優先利用に関する基準も同様)。

また、この基準と標準処理期間を、静岡市行政手続条例第5条第3項及び同条例第6条の規定により、当該施設において公表する。

#### (3) 遵守すべき事項

指定管理業務の実施に当たっては、以下の法令を遵守し、施設の適正な管理運営に努めること。

なお、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

##### ア 地方自治法

##### イ 静岡市こどもクリエイティブタウン条例

##### ウ 静岡市こどもクリエイティブタウン条例施行規則

##### エ 静岡市こどもクリエイティブタウンに関して市が定める要綱、要領等

##### オ 労働関係法令

##### カ その他関係法令

#### (4) 文書の管理及び保存

指定管理業務の実施に当たり、次に掲げる帳簿等を備え、施設の適正な管理運営に努めること。

また、作成又は取得した文書等は、市の文書事務に関する諸規定に基づいて、別途文書管理に関する規定等を定め、適正に管理及び保存する。

##### ア 管理に関する帳簿

(ア) 事業日誌

(イ) 施設運営に必要な諸規定

(ウ) 年間事業計画及び事業実施状況表

(エ) 職員に関する書類

- (オ) 設備及び備品に関する書類
- (カ) その他管理に必要と思われる帳簿及び書類等
- イ 利用者に関する書類
  - (ア) 各種施設管理に係る申請書
  - (イ) その他必要と思われる書類等
- ウ 会計経理に関する帳簿及び書類
  - (ア) 収支予算及び収支決算に関する帳簿及び書類
  - (イ) 金銭の出納に関する帳簿及び書類
  - (ウ) 物品等の受払に関する帳簿及び書類
  - (エ) 資金に関する帳簿及び書類
  - (オ) その他必要と思われる書類等
- エ その他管理運営業務に必要と思われる帳簿及び書類等

(5) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する取扱い仕様書（別紙２）」に従って、十分注意する必要があること。指定管理者でなくなった場合も同様とする。

(6) 情報公開

指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開は、別途情報公開規定等を定めるなど適正な情報公開に努めること。

なお、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合がある。

(7) 施設管理におけるリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、「市と指定管理者のリスク分担表」（別表）のとおりとする。

ただし、表で定める事項で疑義がある場合又は当該分担表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、決定することとする。

(別表) 市と指定管理者のリスク分担表

| 種 類           | 内 容                           | 負 担      |       |
|---------------|-------------------------------|----------|-------|
|               |                               | 市        | 指定管理者 |
| 金利変動          | 金利変動に伴う経費の増                   |          | ○     |
| 周辺地域<br>住民対応  | 指定管理業務における地域との調和及び連携に関する事     |          | ○     |
|               | 上記以外の事項                       | 協議により定める |       |
| 法令、政策等<br>の変更 | 本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法などの成立など。 | ○        |       |
|               | 市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期・変更など  | ○        |       |
|               | 上記以外の要因による業務内容の変更（不可抗力を除く）    |          | ○     |
| 不可抗力          | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落            | ○        |       |

|                 |                                                                           |                     |                    |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------|
|                 | 盤、火災、騒乱、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能 |                     |                    |
|                 | 新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営の中断や対策等に要する経費                               | 協議により定める            |                    |
| 施設・設備<br>物品等の損傷 | 指定管理者の故意又は重大な過失によるもの                                                      |                     | ○                  |
|                 | 施設・設備の設計・構造上の原因によるもの                                                      | ○                   |                    |
|                 | 上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等                                            | ○<br>(1件30万円を超えるもの) |                    |
|                 |                                                                           |                     | ○<br>(1件30万円以下のもの) |
| 書類の誤り           | 市が責任を持つ書類の誤りによるもの                                                         | ○                   |                    |
|                 | 指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの                                                  |                     | ○                  |
| セキュリティ          | 警備不備による情報漏えい、犯罪発生等                                                        |                     | ○                  |

#### (8) 災害時におけるリスク分担

##### ア 災害時のリスク分担、役割等

協定書締結の際に市と指定管理者とで協議し、確認した内容を事業計画書に記載すること。(協定書締結の際は、具体的な内容をここに記載すること。)

##### イ 今後避難所等に位置付けられた場合の取扱い及び災害発生時の状況による協力依頼

本市における公の施設には、地震・風水害等の大規模災害発生時において避難所等として地域防災計画において位置付けられ、極めて重要な役割を担う場合がある。

現段階では本市地域防災計画に位置付けのない施設であっても、今後地域防災計画において避難所等に位置付けられる可能性があり、その場合には「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、「指定管理者災害対応の手引ー指定管理者制度導入施設避難場所等災害対応マニュアル ひな型ー」を参考に大規模災害時等の協力体制を整備するよう努める必要がある。また、地域防災計画等に位置付けられない場合であっても、災害発生時の状況によっては、随時、各施設に協力を求める可能性があり指定管理者はそれに協力するよう努める義務を負うものとする。

#### (9) 賠償責任と保険の加入

指定管理業務の実施に当たり、市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害については、施設の設置者である市が賠償責任を負うが、指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害については、指定管理者が賠償責任を負う。

このいずれの理由にもよらない事故により第三者に与えた損害については、その賠償責任について、両方で協議することとする。

また、指定管理者に起因する火災等による施設の損壊についても、市は、指定管理者に対して損害賠償を請求することができる。

以上のことから、指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう任意の賠償責任保険に加入すること。

#### (10) 備品

##### ア 施設備品

当該施設に必要不可欠な備品（施設備品）については市が用意する。市は、別紙３「静岡市こどもクリエイティブタウン備品リスト」に記載のものを、無償にて貸与する。この場合、当該備品の所有権は市に帰属するため、備品台帳等による管理を徹底するなど、静岡市物品管理規則（平成15年規則第51号）等に基づき適正な管理に努めるとともに、指定期間が終了したときは、原状回復し、市に返却すること。また、市の備品に破損、不具合等が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。

施設備品について、新たな備品の購入や、経年劣化等により更新の必要が生じた場合は、予算の定める範囲において、市が必要と認めた場合に市が整備する。

また、市と協議の上、指定管理者の負担で施設備品の更新や購入を行うことも可能とする。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するが、市との協議により市へ所有権を移転することを妨げない。

##### イ 事務用備品

当該施設の管理運営業務の遂行に当たり必要とする備品（事務用備品）については、指定管理者が費用を負担する。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するが、市との協議により市に所有権を移転することを妨げない。

##### ウ 備品の適切な管理

備品の管理にあたっては、市の備品と指定管理者の備品が混同しないよう、備品シールを貼付するなどして適切に管理を行うこと。指定管理者の備品についても、備品台帳等による管理を行うなど、市の備品に準じた管理を行うよう努めること。

#### (11) 新型コロナウイルスその他新たな感染症への対応

施設の管理運営やイベント等の開催に当たっては、国、静岡県、静岡市から示された新型コロナウイルスその他新たな感染症に係る対応方針等に基づき、市と協議の上、必要な対策等を講じること。

### 5 管理体制（組織）

法令で規定されている、あるいは市が設置者として必要と判断した資格及び人員等を提示し、それを基本として具体的な管理体制について提案を求める（組織図の提出、職員採用の見通し等）。

#### (1) 資格等

当該施設は、えじりあ全体管理組合と共同防火管理協議事項を作成している。指定管理者は、各施設に１人以上、管理的・監督的な地位にあり、防火管理等の知識や資格を有する甲種防火管理者を配置する。

#### (2) 人員

指定管理業務を円滑、安全に実施するため、次の人員を置く。このうち１人は甲種防火管理者の資格を有していること。また、円滑な管理運営を行うに十分な知識と能力を有する職員を確保し、必要な組織体制を整えること。

なお、必要があると認めるときは、人員を増やしても差し支えない。

ア 平日

(ア) 館長または副館長（統括責任者） 1名

(イ) 職員又は非常勤職員、アルバイト職員（従事者） 5名

イ 学校の休日（土日・祝日・長期休暇期間中等）

(ア) 館長または副館長（統括責任者） 1名

(イ) 職員又は非常勤職員、アルバイト職員（従事者） 12名

(3) 従事者等の職務

ア 統括責任者

業務に関する知識と経験を有し、指定管理業務を統括できる者で、静岡市及び企業、経済団体、学校、教育委員会、地域住民等との連携体制を確保する責務を担うものとする。

なお、開館中は、統括責任者又はその任務を負う者を常に配置すること。

イ 従事者

業務に関する知識と経験を有し、指定管理業務を円滑、安全に実施する責務を担うものとする。

(4) 勤務体制

施設の管理運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとする。

(5) 研修等

従事者等の資質を高めるため、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に関する研修等の実施に努めること。

(6) 非常時の体制

ア 危機管理マニュアルの作成

火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制を整備するため、市と協議のうえ、危機管理マニュアルを作成する。

イ 防火管理者の責務

防火管理者は、管理権原者（静岡市長）から選任され、次に掲げる事項を行う。

(ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。

(イ) 避難施設等に置かれた物を除去すること。

(ウ) 避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。

(エ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。

(オ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。

(カ) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持ち込みの制限に関すること。

(キ) 収容人員の適正な管理に関すること。

(ク) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。

(ケ) その他防火管理者の業務を遂行するために必要なこと。

ウ 防火管理者の業務

防火管理者は、次に掲げる業務を実施し、かつ、当該内容について十分な知識を有すること。

- (ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (イ) 避難施設等の管理に関すること。
- (ウ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- (エ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。
- (オ) 火器の使用等危険な行為の監督に関すること。
- (カ) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (キ) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。
- (ク) その他防火管理者として行うべき業務に関すること。

エ AEDの研修・日常点検

- (ア) AED（自動体外式除細動器）の操作方法習得のため、定期的に施設職員に対する研修を実施すること。
- (イ) AED（自動体外式除細動器）の日常点検を実施するものとして、日常点検者を配置し日常点検を実施すること。

(7) その他

- ア 従事予定者や採用計画とともに、どのような業務をどのような体制で実施するのかを事業計画書に明示すること。
- イ 従事者等の名簿を市に提出すること。その者に異動があった場合も同様とする。
- ウ 従事者等が負傷、疾病その他の理由により業務遂行に支障がある場合は、速やかに交代要員を確保すること。
- エ 従事者等の労務管理、安全衛生管理等については、関係法令を遵守し、適切に行うこと。

オ 利用者数の実績

(人)

|       | 令和5年度   | 令和6年度    | 令和7年度    |
|-------|---------|----------|----------|
| こども   | 56,088人 | 105,635人 | 96,333人  |
| 大人    | 19,658人 | 18,825人  | 17,294人  |
| 総利用者数 | 75,746人 | 124,460人 | 113,627人 |

## 6 指定管理経費

(1) 指定管理料の上限額

指定管理料の上限額は次のとおりであり、申請者はこの範囲内で提案すること。ただし、上限額は予算の議決により変更となる可能性がある。

なお、指定管理者が収入する事業費収入（講座参加費等）の見込額（2,379千円）は控除した金額となっている。

また、別に契約する使用料徴収事務に係る委託料は含まない。

指定管理料上限額 101,441千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 賃金水準及び物価水準の変動への対応

指定管理経費のうち賃金水準や物価水準の変動による影響を受ける経費については、各水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更する仕組みである「指定管理料スライド制度」を適用する。

ただし、指定管理料スライド制度の詳細については、別紙4「静岡市指定管理料スライド制度の手引」のとおりとし、スライド額の算出は、別紙5「指定管理料スライド額計算シート」によることとする。

＜経費別積算額＞

(千円)

|                | 経費                          | 積算額（消費税及び地方消費税を含む。） |
|----------------|-----------------------------|---------------------|
| 賃金水準の変動に伴うスライド | ① 常勤職員の人件費                  | 31,383              |
|                | ② 臨時職員の人件費                  | 39,016              |
|                | ③ 人件費に連動する管理費               | 7,011               |
| 物価水準の変動に伴うスライド | ④ 事業費                       | 11,342              |
|                | ⑤ 施設費（光熱水費及を除く）             | 11,129              |
|                | ⑥ 事業費・施設費（光熱水費を除く）に連動する管理雑費 | 224                 |

### （３）積算経費

指定管理料の積算経費については、以下のとおりとする。

なお、年度ごとの業務に差異がない場合は、指定期間中の指定管理料の額は初年度の額を基本とし、「6（２）賃金水準及び物価水準の変動への対応」を行う場合や特別な理由がない限り変更や精算は行わない。

ア 人件費（法定福利費含む）

イ 管理費（福利厚生費、退職給付引当金繰入額等）

ウ 事業費（謝金、消耗品費、印刷製本費、使用料、手数料、通信運搬費等）

エ 施設費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、委託費、使用料、光熱水費等）

オ 管理雑費

カ 消費税相当額

### （４）指定管理者の収入

指定管理業務に係る収入については、以下のとおりとする。

ア 市からの指定管理料

イ 事業費収入（指定管理業務に含まれる講座などの事業の実施に伴うもの）

### （５）直近３年間の収支決算額

《参考：指定管理業務に係る直近３年間の収支決算額》

ア 指定管理業務に係る支出

(千円)

|        | 令和５年度  | 令和６年度  | 令和７年度  |
|--------|--------|--------|--------|
| 人件費    | 57,675 | 57,409 | 60,598 |
| 事業費    | 8,924  | 7,755  | 8,388  |
| 施設費    | 14,665 | 15,243 | 12,788 |
| 管理費    | 4,063  | 4,664  | 4,089  |
| 消費税相当額 | 8,532  | 8,507  | 8,586  |
| 合計     | 93,859 | 93,578 | 94,449 |

イ 指定管理業務に係る収入 (千円)

|       | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 指定管理料 | 91, 353 | 91, 463 | 91, 341 |
| 事業費収入 | 2, 506  | 2, 115  | 2, 516  |
| 合計    | 93, 859 | 93, 578 | 93, 857 |

ウ 指定管理業務以外の収入 (千円)

|         | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| 徴収事務委託料 | 204     | 204     | 204     |

(6) 支払方法

指定管理料は概算払とし、年 4 回の分割払とする。

(7) 光熱水費及び燃料費の精算

ア 光熱水費の取扱い

価格が安定するまでの間、光熱水費及び燃料費は、基準額と各年度の実績額を比較し、各年度協定期間終了後に当該差異を生じた額について精算を行う。ただし、基準額は、募集時に市が提示した光熱水費及び燃料費の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額とする。

光熱水費の積算額 3, 994, 100 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

イ 光熱水費及び燃料費の精算方法

(ア) 当該年度光熱水費及び燃料費の実績額が、光熱水費及び燃料費の基準額を上回る場合  
市は、指定管理者に、実績額が基準額を上回る金額を通常払で支払う。

(イ) 当該年度光熱水費及び燃料費の実績額が、光熱水費及び燃料費の基準額に満たない場合

指定管理者は、市に、実績額と基準額の差額を返還する。

(8) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い

指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が受けることのできる国や地方公共団体、独立行政法人等の補助制度があるときは、これを積極的に活用すること。

ただし、指定管理業務を対象として国庫補助金等の交付を受けた場合は、同一の業務に対して指定管理料と国庫補助金等の両方が重複して収入されることになるため、精算等の手続が必要となる場合がある。

したがって、国庫補助金等の申請を行う際は必ず事前に市に報告し、その取扱い方法について協議を行うこと。

(9) その他

指定管理業務に係る経費と、自主事業に係る経費など団体自体の経費の区別を明確にすること (管理口座を別にするなど)。

## 7 その他

(1) 事務引継

指定期間が終了し、指定管理者が交代する際は、次の指定管理者の候補者が円滑に指定管理業務を実施することができるよう、必ず引継を行わなければならない。

また、初回の引継では、市が立ち会った上で引継の日程や方法、項目を決定するものとする。

なお、引継に係る経費は候補者が負担するが、市議会で指定管理者の指定議案が否決された場合には、それまでに負担した準備経費等は補償しない。

(2) 文書引継

指定管理者が指定管理業務を実施する上で作成した文書、収集した文書については、市に引き継ぐものとする。

また、市は必要に応じて次期の指定管理者に当該文書を引き継ぐ。

なお、引継ぎに係る業務のために支出した費用について、市は一切負担しないものとする。

(3) 目的外使用許可

電柱等の設備の設置許可については、指定管理者の業務範囲外であるため、市が行政財産の目的外使用許可等を行い、使用料を徴収するものとする。

また、自動販売機の設置については、市が貸付により直接行うこととし、その貸付料は市の収入とする。

その他、指定管理者が目的外使用許可を得る必要がある場合は、別途市に申し出ること。

(4) 市主催事業等への協力

指定管理者は、市の施策や事業、防災訓練、災害時の対応等に極力協力すること。

また、市が主催する事業のポスター設置、インターンシップ制の受入れ、市が主催する市政見学や行政視察等に協力すること。

(5) 複合施設における光熱水費等の取扱い

指定管理者は、電気料及び水道料をえじりあ全体管理組合に支払うこと。

(6) 監査への協力

市の監査委員による監査及び外部監査人による監査の対象となった場合には、積極的に協力しなければならない。

また、監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、市は帳簿書類その他の記録を指定管理者に提出させるとともに、監査会場への出席を求め、実地に調査することができる。

(7) 原状回復

指定期間の満了や指定取消があった場合には、市が認める場合を除いて、当該施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(8) 大規模修繕等の予定

えじりあ全体管理組合が実施する当該施設の大規模修繕等について、市と指定管理者で密に情報共有を行うとともに、修繕実施にあたり協力するものとする。

(9) 法律改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて

電力の小売全面自由化に伴い、電力会社や料金メニューを自由に選択することが可能となったことから、えじりあ全体管理組合が購入方法等を変更した日から1年間の電気料金の実績と、前年の同期間における電気料金の実績との間に10%以上の変動があった場合には、その10%を超える部分について精算を行うこととする。精算方法等については別途市と協議の上決定する。

(10) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

使用料等（利用料金・自主事業による収入を含む）を徴収した相手方から適格請求書（インボイス）の交付を求められた場合、市又は指定管理者がインボイスを交付し、その写しを保存（約7年間）しておく必要がある。

(11) その他

この仕様書に定めのない事項並びに指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が誠意を持って協議し決定するものとする。

静岡市こどもクリエイティブタウン入館料徴収事務委託契約書

静岡市の歳入金の徴収事務の委託について、委託者静岡市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（委託事務）

第2条 甲は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

令和9年度 経商商委 第 号 静岡市こどもクリエイティブタウン入館料徴収事務

（委託事務の要領）

第3条 委託事務の要領は、次のとおりとする。

- （1）取扱場所 静岡市こどもクリエイティブタウン（静岡市清水区辻一丁目2番1号）
- （2）取扱時間 午前9時30分から午後5時30分まで
- （3）委託事務の内容 別紙1仕様書のとおり
- （4）委託期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- （5）委託料 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- （6）契約保証金 金〇〇円（静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第35条第1項ただし書の規定により免除）

（取扱の方法）

第4条 乙は、この契約に定めるもののほか、法令及び静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の定めるところにより、委託事務を取り扱うものとする。

（委託事務の完了報告及び検査）

第5条 乙は、委託事務が完了したときは、速やかに委託事務完了報告書を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第6条 乙は、前条の検査に合格した後第3条第5号に定める委託料に係る請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 乙は、第三者に対し、委託事務の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託事務の一部について、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託事務の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。委託事務の終了後も、また同様とする。

(個人情報の保護に関する事項)

第9条 乙は、委託事務を実施するに当たり、別紙2個人情報の保護に関する取扱仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、委託事務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

2 委託事務の実施に当たり、乙又は乙の従業員に損害を生じても、甲は、その責めを負わない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第11条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として委託料の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第11章の規定又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を超える場合においては、甲が当該超過する金額の賠償を乙に請求することを妨げるものではない。

3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第47条第3項の規定により契約保証金額に相当する額を支払

うときにおいても、甲が第1項の損害賠償金の支払を乙に請求することを妨げるものではない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 委託事務が第3条第4号の期限内に履行されず、又は履行される見込みがないと認められるとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、乙がこの契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。

(契約の解除の申出)

第13条 前条に定める場合のほか、甲又は乙においてこの契約を解除しようとするときは、 箇  
月前までに甲又は乙に申し出るものとする。

(市長への報告等)

第14条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に  
報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行  
わなければならない。

(契約の終了又は解除の場合における措置)

第15条 乙は、この契約が終了したとき、又は解除のあったときは、甲の指示に従い、委託事  
務に関する一切の帳簿及び書類並びに現金を甲又は甲の指定した者に引き継ぐものとする。

(定めのない事項等の処理)

第16条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、  
規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は、それぞれ記名押印の上、各  
自1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 静岡市葵区追手町5番1号

甲

氏 名 静岡市長 難 波 喬 司

住 所

乙

氏 名

## 別紙1

### 仕 様 書

#### 1 業務名

令和9年度 経商商委 第 号

静岡市こどもクリエイティブタウン入館料徴収事務

#### 2 委託業務の概要

- (1) 現金による使用料受領（原則として券売機を使用）
- (2) 記帳及び保管事務
- (3) キャッシュレス端末の締め作業
- (4) 銀行納付事務

#### 3 委託期間及び時間

- (1) 委託期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで  
ただし、休館日を除く。
- (2) 委託時間 午前9時30分～ 午後5時30分

#### 4 留意事項

##### (1) 使用料の管理

ア 施設閉館後、申請書と受領した使用料を照合のうえ集計し、金庫等を利用して安全に保管し、静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の定めるところにより金融機関営業時間内までに、静岡市の定めた様式の納付書を使用して、静岡市指定金融機関に払い込むこと。ただし、指定金融機関が休業の場合はその翌日とする。

イ 使用料の管理にあたっては、事故等が発生しないよう十分な注意を払うこと。

##### (2) 帳票類の作成及び管理

ア 使用料の払込領収書は綴って保管し、甲から指示があったときは、速やかに提示すること。

イ 静岡市の定めた様式の出納金受払簿及び出納金報告書を作成し、各月分を翌月5日までに甲へ提出し、その後綴って保管すること。

ウ 甲から指示があったときは、指示に従い帳票類を提出すること。

(3) キャッシュレス決済による売上の締め作業

施設閉館後、キャッシュレス決済による売上の締め作業を実施すること。具体的な作業方法は別途指示する。

(4) その他

- ア 使用料の不払い等が発生したときは、甲からの指示に従い帳票類を提出すること。
- イ 個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙2）に定める事項を順守すること。
- ウ 受託者は、この仕様書に定められた事項を適切に遂行できるよう、従事者に対し教育を行うこと。
- エ この仕様書に定めのない事項は又は疑義を生じた事項については、契約書によるもののほか、甲、乙双方協議のうえ処理するものとする。

## 別紙2（第9条関係）

### 個人情報の保護に関する取扱仕様書

#### 1 個人情報保護の基本原則

乙は、この契約に基づく業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

#### 2 個人情報の漏えい等の禁止

乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

#### 3 使用者への周知

乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

#### 4 適正な管理

乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

#### 5 収集の制限

乙は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

#### 6 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

#### 7 複写及び複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### 8 資料等の返還

乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 9 再委託等における個人情報の取扱い

乙は、契約書第7条第2項ただし書の規定により甲の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

#### 10 事故発生時における報告

乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

## 別紙 2

### 個人情報の保護に関する取扱仕様書

#### 1 個人情報保護の基本原則

乙は、この契約に基づく業務（以下「業務」という。）の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

#### 2 個人情報の漏えい等の禁止

乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

#### 3 使用者への周知

乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

#### 4 適正な管理

乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

#### 5 収集の制限

乙は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

#### 6 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

#### 7 複写及び複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施にあたり甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### 8 資料等の返還

乙は、業務の実施にあたり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときには、その指示に従うものとする。

#### 9 再委託等における個人情報の取扱い

乙は、協定書第8条第1項ただし書きの規定により甲の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契

約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

10 事故発生時における報告

乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

## 別紙3 静岡市こどもクリエイティブタウン備品リスト

| 物品番号       | 取得日      | 品名                        | 規格                                 | 金額      | 取得金額    |
|------------|----------|---------------------------|------------------------------------|---------|---------|
| 0000019365 | 20000926 | シュレッター                    | 榊明光商会 231MA                        | 122,115 | 122,115 |
| 0000169772 | 20120514 | 一般                        | エプソン プロジェクター EB-S12                | 46,200  | 46,200  |
| 0000171056 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171057 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171058 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171059 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171060 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171061 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171062 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171063 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171064 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171065 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171066 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171067 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171068 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171069 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171070 | 20120913 | ノート型パーソナルコンピューター          | ThinkPad Edge E520                 | 58,800  | 58,800  |
| 0000171076 | 20120928 | 2次元スキャナー LEDマーカタイプ USBモデル | AT20Q-SMU                          | 49,875  | 49,875  |
| 0000171077 | 20120928 | 2次元スキャナー LEDマーカタイプ USBモデル | AT20Q-SMU                          | 49,875  | 49,875  |
| 0000171099 | 20121015 | ワゴン                       | ライオン 439-79                        | 28,875  | 28,875  |
| 0000171100 | 20121015 | ワゴン                       | ライオン 439-79                        | 28,875  | 28,875  |
| 0000171101 | 20121015 | ワゴン                       | ライオン 439-79                        | 28,875  | 28,875  |
| 0000171102 | 20121015 | ワゴン                       | ライオン 439-79                        | 28,875  | 28,875  |
| 0000171103 | 20121015 | ワゴン                       | ライオン 439-79                        | 28,875  | 28,875  |
| 0000171104 | 20121015 | ワゴン                       | ライオン 439-79                        | 28,875  | 28,875  |
| 0000171105 | 20121015 | ワゴン                       | ライオン 439-79                        | 28,875  | 28,875  |
| 0000171106 | 20121015 | ワゴン                       | ライオン 439-79                        | 28,875  | 28,875  |
| 0000171152 | 20121015 | 引き違い書庫                    | 引き違い書庫 ライオン 300-10                 | 22,995  | 22,995  |
| 0000171153 | 20121015 | 引き違い書庫                    | 引き違い書庫 ライオン 300-10                 | 22,995  | 22,995  |
| 0000171154 | 20121015 | 引き違い書庫                    | 引き違い書庫 ライオン 300-10                 | 22,995  | 22,995  |
| 0000171155 | 20121015 | 引き違い書庫                    | 引き違い書庫 ライオン 300-10                 | 22,995  | 22,995  |
| 0000171156 | 20121015 | 引き違い書庫                    | 引き違い書庫 ライオン 300-10                 | 22,995  | 22,995  |
| 0000171157 | 20121015 | 引き違い書庫                    | 引き違い書庫 ライオン 300-10                 | 22,995  | 22,995  |
| 0000171158 | 20121015 | 引き違い書庫                    | 引き違い書庫 ライオン 300-10                 | 22,995  | 22,995  |
| 0000171231 | 20121017 | 平机                        | ライオン 平机 562-27 W1400×D700×H700     | 34,125  | 34,125  |
| 0000171232 | 20121017 | 平机                        | ライオン 平机 562-25 W1800×D700×H700     | 40,425  | 40,425  |
| 0000171233 | 20121017 | 平机                        | ライオン 平机 562-25 W1800×D700×H700     | 40,425  | 40,425  |
| 0000171234 | 20121017 | 平机                        | ライオン 平机 562-25 W1800×D700×H700     | 40,425  | 40,425  |
| 0000171235 | 20121017 | 平机                        | ライオン 平机 562-25 W1800×D700×H700     | 40,425  | 40,425  |
| 0000171237 | 20121017 | 会議テーブル                    | ライオン 会議テーブル 400-15 W1800×D900×H700 | 38,850  | 38,850  |
| 0000171274 | 20121015 | 事務椅子                      | グリーンK OAチェア クリタPB KRT-101 BL       | 9,000   | 9,000   |
| 0000171275 | 20121015 | 事務椅子                      | グリーンK OAチェア クリタPB KRT-101 BL       | 9,000   | 9,000   |
| 0000171276 | 20121015 | 事務椅子                      | グリーンK OAチェア クリタPB KRT-101 BL       | 9,000   | 9,000   |
| 0000171277 | 20121015 | 事務椅子                      | グリーンK OAチェア クリタPB KRT-101 BL       | 9,000   | 9,000   |
| 0000171278 | 20121015 | 事務椅子                      | グリーンK OAチェア クリタPB KRT-101 BL       | 9,000   | 9,000   |
| 0000171279 | 20121015 | 事務椅子                      | グリーンK OAチェア クリタPB KRT-101 BL       | 9,000   | 9,000   |

|            |          |                      |                                             |         |         |
|------------|----------|----------------------|---------------------------------------------|---------|---------|
| 0000171280 | 20121015 | 事務椅子                 | グリーンK OAチェア クリタPB KRT-101 BL                | 9,000   | 9,000   |
| 0000171281 | 20121015 | 事務椅子                 | グリーンK OAチェア クリタPB KRT-101 BL                | 9,000   | 9,000   |
| 0000171282 | 20121015 | 事務椅子                 | グリーンK OAチェア クリタPB KRT-101 BL                | 9,000   | 9,000   |
| 0000171283 | 20121015 | 事務椅子                 | グリーンK OAチェア クリタPB KRT-101 BL                | 9,000   | 9,000   |
| 0000171334 | 20121017 | 両開書庫                 | ライオン 両開書庫 300-28                            | 48,950  | 48,950  |
| 0000171335 | 20121017 | 両開書庫                 | ライオン 両開書庫 300-28                            | 48,950  | 48,950  |
| 0000171336 | 20121017 | 両開書庫                 | ライオン 両開書庫 300-28                            | 48,950  | 48,950  |
| 0000171473 | 20121207 | 簡易印刷機                | リコー・サテリオDD450                               | 296,100 | 296,100 |
| 0000171475 | 20121206 | 会議用椅子(スタッキング式)及び運搬台車 | 会議用椅子(スタッキング式)100脚 運搬台車 3台                  | 670,530 | 670,530 |
| 0000171536 | 20121206 | 積木                   | KAPLA1000 デラックス                             | 50,400  | 50,400  |
| 0000171537 | 20121206 | 積木                   | KAPLA1000 デラックス                             | 50,400  | 50,400  |
| 0000171538 | 20121206 | 積木                   | KAPLA1000 デラックス                             | 50,400  | 50,400  |
| 0000171539 | 20121206 | 積木                   | KAPLA1000 デラックス                             | 50,400  | 50,400  |
| 0000171540 | 20121206 | 積木                   | KAPLA1000 デラックス                             | 50,400  | 50,400  |
| 0000171541 | 20121213 | ホワイトボード脚付            | トヨセット 脚付ボード TMH36TDG                        | 44,100  | 44,100  |
| 0000171611 | 20121225 | 積み木                  | KAPLA1000 デラックス                             | 50,400  | 50,400  |
| 0000171612 | 20121225 | 積み木                  | KAPLA1000 デラックス                             | 50,400  | 50,400  |
| 0000171613 | 20121225 | 積み木                  | KAPLA1000 デラックス                             | 50,400  | 50,400  |
| 0000171614 | 20121225 | 積み木                  | KAPLA1000 デラックス                             | 50,400  | 50,400  |
| 0000171615 | 20121225 | 積み木                  | KAPLA1000 デラックス                             | 50,400  | 50,400  |
| 0000171617 | 20121212 | ホワイトボード              | トヨセット 脚付ホワイトボード TMH36TDG                    | 44,100  | 44,100  |
| 0000171618 | 20121212 | ホワイトボード              | トヨセット 脚付ホワイトボード TMH36TDG                    | 44,100  | 44,100  |
| 0000171619 | 20121212 | ホワイトボード              | トヨセット 脚付ホワイトボード TMH36TDG                    | 44,100  | 44,100  |
| 0000171620 | 20121212 | ホワイトボード              | トヨセット 脚付ホワイトボード TMH36TDG                    | 44,100  | 44,100  |
| 0000171621 | 20121212 | ホワイトボード              | トヨセット 脚付ホワイトボード TMH36TDG                    | 44,100  | 44,100  |
| 0000171622 | 20121212 | ホワイトボード              | トヨセット 脚付ホワイトボード TMH34TDG                    | 36,750  | 36,750  |
| 0000171623 | 20121212 | ホワイトボード              | トヨセット 脚付ホワイトボード TMH34TDG                    | 36,750  | 36,750  |
| 0000171667 | 20121210 | 掃除機                  | ダイソン スティッククリーナー DC45MH(SSS)                 | 51,800  | 51,800  |
| 0000171668 | 20121210 | 空気清浄器                | シャープ 空気清浄器 KIBX70(W)                        | 56,800  | 56,800  |
| 0000171670 | 20121217 | ブルーレイレコーダー           | パナソニック ブルーレイレコーダー DMRBZT720(K)              | 54,800  | 54,800  |
| 0000171671 | 20121217 | キャスター付テレビスタンド        | キャスター付テレビスタンド PH885(SSS)                    | 66,900  | 66,900  |
| 0000171672 | 20121217 | テレビ                  | パナソニック テレビ THL47ET5(SSS)                    | 128,000 | 128,000 |
| 0000171683 | 20121214 | 集塵機                  | マキタ 集塵機 438                                 | 48,300  | 48,300  |
| 0000171684 | 20121214 | 集塵機                  | マキタ 集塵機 438                                 | 48,300  | 48,300  |
| 0000171685 | 20121214 | 集塵機                  | マキタ 集塵機 438                                 | 48,300  | 48,300  |
| 0000171702 | 20121221 | 休憩用椅子、テーブル           | クレス 休憩用椅子キーノ1MN 40脚 テーブルT14MW-900φ-GF-PO 9台 | 519,120 | 519,120 |
| 0000171733 | 20121218 | デジタルカメラ              | ニコン デジタルカメラ D7000L18200KIT(SSS)             | 124,800 | 124,800 |
| 0000171734 | 20121227 | ビデオカメラ               | ビデオカメラ三脚セット HCV300M+HDVCLT(C)               | 35,800  | 35,800  |
| 0000171735 | 20121227 | ビデオカメラ               | ビデオカメラ三脚セット HCV300M+HDVCLT(C)               | 35,800  | 35,800  |
| 0000171736 | 20121227 | ビデオカメラ               | ビデオカメラ三脚セット HCV300M+HDVCLT(C)               | 35,800  | 35,800  |
| 0000171737 | 20121227 | デジタルカメラ              | ペンタックス デジタルカメラ Q10WKITS(L)(SSS)             | 59,800  | 59,800  |
| 0000171738 | 20121227 | ビデオカメラ               | ビデオカメラ三脚セット HCV700MS+CTBセット(ZZZ)            | 66,800  | 66,800  |
| 0000171740 | 20130107 | トランシーバー              | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208         | 43,400  | 43,400  |
| 0000171741 | 20130107 | トランシーバー              | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208         | 43,400  | 43,400  |
| 0000171742 | 20130107 | トランシーバー              | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208         | 43,400  | 43,400  |
| 0000171743 | 20130107 | トランシーバー              | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208         | 43,400  | 43,400  |
| 0000171744 | 20130107 | トランシーバー              | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208         | 43,400  | 43,400  |
| 0000171745 | 20130107 | トランシーバー              | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208         | 43,400  | 43,400  |
| 0000171754 | 20121221 | ミシン                  | ジャノメミシン 2660 6台                             | 36,750  | 36,750  |

|            |          |                           |                                     |         |         |
|------------|----------|---------------------------|-------------------------------------|---------|---------|
| 0000171755 | 20121221 | マシン                       | ジャンメマシン 2660 6台                     | 36,750  | 36,750  |
| 0000171756 | 20121221 | マシン                       | ジャンメマシン 2660 6台                     | 36,750  | 36,750  |
| 0000171757 | 20121221 | マシン                       | ジャンメマシン 2660 6台                     | 36,750  | 36,750  |
| 0000171758 | 20121221 | マシン                       | ジャンメマシン 2660 6台                     | 36,750  | 36,750  |
| 0000171759 | 20121221 | マシン                       | ジャンメマシン 2660 6台                     | 36,750  | 36,750  |
| 0000171772 | 20130110 | トランシーバー                   | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208 | 43,400  | 43,400  |
| 0000171773 | 20130110 | トランシーバー                   | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208 | 43,400  | 43,400  |
| 0000171774 | 20130110 | トランシーバー                   | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208 | 43,400  | 43,400  |
| 0000171775 | 20130110 | トランシーバー                   | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208 | 43,400  | 43,400  |
| 0000171776 | 20130111 | 電話機                       | 多機能電話機 パナソニック VB-F611KA-S           | 49,980  | 49,980  |
| 0000171777 | 20130111 | 電話機                       | 多機能電話機 パナソニック VB-F611KA-S           | 49,980  | 49,980  |
| 0000171778 | 20130111 | カーテン                      | スミノエ E7357                          | 54,075  | 54,075  |
| 0000171779 | 20130111 | カーテン                      | スミノエ E7300                          | 32,550  | 32,550  |
| 0000171780 | 20130111 | 工具                        | マキタ 卓上マルノコ LS0840FL                 | 72,975  | 72,975  |
| 0000171781 | 20130111 | 工具                        | マキタ マルノコパン 2703                     | 78,750  | 78,750  |
| 0000171782 | 20130115 | 金庫                        | 耐火金庫 LSD-T                          | 95,550  | 95,550  |
| 0000171787 | 20130116 | 拡声器                       | ワイヤレスマイク:TOA WM-1320                | 38,073  | 38,073  |
| 0000171788 | 20130116 | 拡声器                       | ワイヤレスマイク:TOA WM-1320                | 38,073  | 38,073  |
| 0000171913 | 20130122 | ソファ                       | 授乳ソファ SSF-8003. SF                  | 100,170 | 100,170 |
| 0000171914 | 20130122 | 収納箱                       | なんでもBOX SBK-01. BOX                 | 33,495  | 33,495  |
| 0000171915 | 20130122 | 収納箱                       | なんでもBOX SBK-01. BOX                 | 33,495  | 33,495  |
| 0000171916 | 20130122 | ごみ箱                       | ダストボックス SBK-202. NR                 | 68,460  | 68,460  |
| 0000171918 | 20130122 | オムツ替え台                    | オムツ替え台 SBK-200. NR                  | 110,250 | 110,250 |
| 0000171919 | 20130122 | オムツ替え台                    | オムツ替え台 SBK-200. NR                  | 110,250 | 110,250 |
| 0000171920 | 20130117 | 車椅子                       | 自走式車椅子 KR801N                       | 30,172  | 30,172  |
| 0000171921 | 20130117 | 車椅子                       | 自走式車椅子 KR801N                       | 30,172  | 30,172  |
| 0000171924 | 20130117 | マイク                       | TOAワイヤレスマイク ハンド型 WM-1220            | 33,411  | 33,411  |
| 0000171925 | 20130117 | マイク                       | TOAワイヤレスマイク ハンド型 WM-1220            | 33,411  | 33,411  |
| 0000171926 | 20130117 | マイク                       | TOAワイヤレスマイク ハンド型 WM-1220            | 33,411  | 33,411  |
| 0000171927 | 20130117 | マイク                       | TOAワイヤレスマイク ハンド型 WM-1220            | 33,411  | 33,411  |
| 0000171930 | 20130117 | 2次元スキャナー LEDマーカタイプ USBモデル | AT20Q-SMU                           | 49,875  | 49,875  |
| 0000171931 | 20130117 | 2次元スキャナー LEDマーカタイプ USBモデル | AT20Q-SMU                           | 49,875  | 49,875  |
| 0000171933 | 20130115 | わたがし機                     | わたがし機 120型                          | 126,000 | 126,000 |
| 0000171938 | 20130115 | 遊具                        | ヒシエス おみせやさんごっこ遊び 176-4264           | 36,225  | 36,225  |
| 0000171940 | 20130115 | 遊具                        | ヒシエス 紙芝居舞台スタンド 176-9517             | 31,605  | 31,605  |
| 0000171941 | 20130115 | 遊具                        | ヒシエス 折りたたみテーブル 176-1681ピンク          | 48,825  | 48,825  |
| 0000171942 | 20130123 | パンフレットスタンド                | パンフレットスタンド DP-C308                  | 36,172  | 36,172  |
| 0000171943 | 20130123 | パンフレットスタンド                | パンフレットスタンド DP-C308                  | 36,172  | 36,172  |
| 0000172027 | 20130116 | 物品収納棚                     | 物品収納棚(鋼製) 36台                       | 871,500 | 871,500 |
| 0000172028 | 20130118 | 工具                        | リョービ 卓上ボール盤 TB-2131                 | 38,535  | 38,535  |
| 0000172029 | 20130118 | 遊具                        | ヒシエス タワー・ビルトキューブ 176-2551           | 32,844  | 32,844  |
| 0000172030 | 20130118 | 遊具                        | ヒシエス ミラー・セイフティキューブ 176-2550         | 34,755  | 34,755  |
| 0000172031 | 20130118 | 有効ボードパネル                  | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172033 | 20130118 | 有効ボードパネル                  | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172034 | 20130118 | 有効ボードパネル                  | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172035 | 20130118 | 有効ボードパネル                  | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172036 | 20130118 | 有効ボードパネル                  | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172037 | 20130118 | 有効ボードパネル                  | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172039 | 20130111 | 工具                        | マキタ 防塵マルノコ KS-5200FX                | 40,635  | 40,635  |

|            |          |              |                                     |         |         |
|------------|----------|--------------|-------------------------------------|---------|---------|
| 0000172040 | 20130111 | 工具           | マキタ 集じん機 484(P)                     | 50,400  | 50,400  |
| 0000172041 | 20130117 | 食器           | ヒシエス ダイヤセラム洋食器 148-4050             | 33,390  | 33,390  |
| 0000172042 | 20130117 | 食器           | ヒシエス ダイヤセラム洋食器 148-4050             | 33,390  | 33,390  |
| 0000172043 | 20130117 | 食器           | ヒシエス ダイヤセラム洋食器 148-4050             | 33,390  | 33,390  |
| 0000172044 | 20130117 | 食器           | ヒシエス ダイヤセラム洋食器 148-4050             | 33,390  | 33,390  |
| 0000172045 | 20130117 | 食器           | ヒシエス ダイヤセラム洋食器 148-4050             | 33,390  | 33,390  |
| 0000172046 | 20130117 | 食器           | ヒシエス ダイヤセラム洋食器 148-4050             | 33,390  | 33,390  |
| 0000172049 | 20130118 | 寝具           | 手作り寝具7点セット ニットーカガク4108-820NHA-7     | 37,400  | 37,400  |
| 0000172050 | 20130111 | 音響セット        | Panasonic ワイヤレスマイク(ヘッドセット)WX-4360B  | 61,800  | 61,800  |
| 0000172051 | 20130111 | 音響セット        | Panasonic ポータブルワイヤレスシステムWS-X77      | 105,000 | 105,000 |
| 0000172054 | 20121228 | 家電           | 東芝 縦型洗濯機AW70DL(W)                   | 53,800  | 53,800  |
| 0000172055 | 20121228 | 家電           | パナソニック 37型液晶TVTHL37C5               | 51,180  | 51,180  |
| 0000172056 | 20121228 | 家電           | シャープ 冷蔵庫SJXF50X(S)                  | 188,000 | 188,000 |
| 0000172096 | 20130111 | カメラ          | ニコン ストロボSB910                       | 54,600  | 54,600  |
| 0000172097 | 20121228 | 家電           | 東芝 ドラム式洗濯乾燥機TWZ380L(W)              | 138,000 | 138,000 |
| 0000172100 | 20130121 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172101 | 20130121 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172102 | 20130121 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172103 | 20130121 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172104 | 20130121 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172106 | 20130121 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172107 | 20130121 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172110 | 20130207 | 事務機器         | エンゲルス コインカウンターSCC-10                | 42,630  | 42,630  |
| 0000172111 | 20130207 | 事務機器         | エンゲルス ハンディカウンターAD-100-02            | 32,130  | 32,130  |
| 0000172113 | 20130207 | 遊具           | ヒシエス ミラー・セイフティキューブ 176-2550         | 34,755  | 34,755  |
| 0000172114 | 20130207 | 遊具           | ヒシエス おみせやさんごっこ遊び 176-4264           | 36,225  | 36,225  |
| 0000172115 | 20130207 | 遊具           | ヒシエス おみせやさんごっこ遊び 176-4264           | 36,225  | 36,225  |
| 0000172116 | 20130207 | 遊具           | ヒシエス 折りたたみテーブル 176-1679             | 47,460  | 47,460  |
| 0000172117 | 20130207 | 遊具           | ヒシエス 折りたたみテーブル 176-1680             | 47,460  | 47,460  |
| 0000172118 | 20130207 | 遊具           | ヒシエス ダイニングテーブル 176-4119             | 35,700  | 35,700  |
| 0000172119 | 20130207 | 遊具           | ヒシエス ダイニングテーブル 176-4119             | 35,700  | 35,700  |
| 0000172150 | 20130208 | 家電           | パナソニック 加湿器 FE-KXF-15                | 49,035  | 49,035  |
| 0000172151 | 20130208 | 家電           | パナソニック 加湿器 FE-KXF-15                | 49,035  | 49,035  |
| 0000172226 | 20130205 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172227 | 20130205 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172228 | 20130205 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172229 | 20130205 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172230 | 20130205 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172231 | 20130205 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172232 | 20130205 | 有効ボードパネル     | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300  | 36,300  |
| 0000172236 | 20130207 | ロッカー         | コクヨ LKロッカー8人用 LK-AD8F1              | 124,110 | 124,110 |
| 0000172237 | 20130207 | ロッカー         | コクヨ LKロッカー8人用 LK-AD8F1              | 124,110 | 124,110 |
| 0000172238 | 20130208 | 案内スタンド       | マスセット 行事案内スタンド49440                 | 45,360  | 45,360  |
| 0000172239 | 20130208 | 案内スタンド       | マスセット 行事案内スタンド49440                 | 45,360  | 45,360  |
| 0000172240 | 20130214 | 遊具           | マスセット おあそび収納テーブル39996               | 61,425  | 61,425  |
| 0000172241 | 20130214 | 遊具           | マスセット マーブル・ラン・大69961                | 34,020  | 34,020  |
| 0000172272 | 20130122 | パーソナルコンピューター | 1143R81 THINKPAD EDGE E             | 67,725  | 67,725  |
| 0000172273 | 20130122 | パーソナルコンピューター | 1143R81 THINKPAD EDGE E             | 67,725  | 67,725  |
| 0000172302 | 20130218 | 脚立           | 脚立 DXA-15A                          | 90,510  | 90,510  |

|            |          |                    |                                     |           |           |
|------------|----------|--------------------|-------------------------------------|-----------|-----------|
| 0000172303 | 20130215 | 有効ボードパネル           | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300    | 36,300    |
| 0000172304 | 20130215 | 有効ボードパネル           | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300    | 36,300    |
| 0000172305 | 20130215 | 有効ボードパネル           | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300    | 36,300    |
| 0000172306 | 20130215 | 有効ボードパネル           | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300    | 36,300    |
| 0000172307 | 20130215 | 有効ボードパネル           | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300    | 36,300    |
| 0000172309 | 20130215 | 有効ボードパネル           | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300    | 36,300    |
| 0000172310 | 20130215 | 有効ボードパネル           | 有効ボードパネルW1200×H1800 トウカイスクリンMDY1218 | 36,300    | 36,300    |
| 0000172313 | 20130215 | ロッカー               | コクヨ LKロッカー4人用 LK-AD4F1              | 77,280    | 77,280    |
| 0000172314 | 20130215 | ロッカー               | コクヨ LKロッカー4人用 LK-AD4F1              | 77,280    | 77,280    |
| 0000172317 | 20130215 | ロッカー               | コクヨ LKロッカー8人用 LK-AD8F1              | 124,110   | 124,110   |
| 0000172318 | 20130215 | ロッカー               | コクヨ LKロッカー8人用 LK-AD8F1              | 124,110   | 124,110   |
| 0000172319 | 20130218 | 紙折機                | 紙折機 ホリゾン フルオートタイプPF-P3200           | 299,250   | 299,250   |
| 0000172374 | 20130218 | 遊具                 | ヒシエス レゴソフト 177-3446                 | 78,960    | 78,960    |
| 0000172375 | 20130218 | 遊具                 | ヒシエス レゴソフト 177-3446                 | 78,960    | 78,960    |
| 0000172392 | 20130225 | ロッカー               | コクヨ LKロッカー3人用 LK-AD3F1              | 63,840    | 63,840    |
| 0000172393 | 20130225 | ロッカー               | コクヨ LKロッカー3人用 LK-AD3F1              | 63,840    | 63,840    |
| 0000172394 | 20130225 | ロッカー               | コクヨ LKロッカー3人用 LK-AD3F1              | 63,840    | 63,840    |
| 0000172395 | 20130225 | ロッカー               | コクヨ LKロッカー3人用 LK-AD3F1              | 63,840    | 63,840    |
| 0000172396 | 20130225 | トランシーバー            | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208 | 43,400    | 43,400    |
| 0000172397 | 20130225 | トランシーバー            | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208 | 43,400    | 43,400    |
| 0000172398 | 20130225 | トランシーバー            | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208 | 43,400    | 43,400    |
| 0000172399 | 20130225 | トランシーバー            | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208 | 43,400    | 43,400    |
| 0000172400 | 20130225 | トランシーバー            | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208 | 43,400    | 43,400    |
| 0000172401 | 20130225 | トランシーバー            | 特定小電力トランシーバー ユニベックスSTANDARD FTH-208 | 43,400    | 43,400    |
| 0000172402 | 20130226 | 加湿器                | パナ加湿器 FE-KFE15                      | 44,835    | 44,835    |
| 0000172403 | 20130226 | 加湿器                | パナ加湿器 FE-KFE15                      | 44,835    | 44,835    |
| 0000172498 | 20130228 | 撮影機材               | 撮影機材(ソフトライトボックス2灯セット)               | 84,315    | 84,315    |
| 0000172745 | 20130315 | iPad               | アップル iPad Retinal16GB黒 MD5210JA     | 42,800    | 42,800    |
| 0000172746 | 20130315 | iPad               | アップル iPad Retinal16GB黒 MD5210JA     | 42,800    | 42,800    |
| 0000172747 | 20130315 | iPad               | アップル iPad Retinal16GB黒 MD5210JA     | 42,800    | 42,800    |
| 0000172748 | 20130315 | iPad               | アップル iPad Retinal16GB黒 MD5210JA     | 42,800    | 42,800    |
| 0000172749 | 20130315 | iPad               | アップル iPad Retinal16GB黒 MD5210JA     | 42,800    | 42,800    |
| 0000172888 | 20130318 | 七宝焼器               | 新日本造形 七宝電気炉271-561                  | 132,720   | 132,720   |
| 0000172957 | 20130318 | DVDプレーヤー           | SONY ポータブルDVDプレーヤー BDPSX1           | 35,820    | 35,820    |
| 0000173065 | 20130326 | 玩具収納ケース            | エテ ナチュラルロビット(玩具収納ケース)               | 68,250    | 68,250    |
| 0000179517 | 20141022 | 児童運動具(テクニコカー)      | テクニコカー FA10                         | 648,000   | 648,000   |
| 0000179518 | 20140917 | 児童運動具(ウォークウェイキット)  | ベビーエクスプローラーウォークウェイキット WE39807       | 79,920    | 79,920    |
| 0000179519 | 20140917 | 児童運動具(ファンカート)      | ファンカート WI49800                      | 63,720    | 63,720    |
| 0000179520 | 20141030 | 児童運動具(わんぱく三輪車M)    | わんぱく三輪車M WI45100                    | 52,920    | 52,920    |
| 0000179521 | 20141030 | 児童運動具(わんぱく三輪車M)    | わんぱく三輪車M WI45100                    | 52,920    | 52,920    |
| 0000179522 | 20141030 | 児童運動具(わんぱく三輪車M)    | わんぱく三輪車M WI45100                    | 52,920    | 52,920    |
| 0000179523 | 20141022 | 児童運動具              | ベビーキャッスル BK98170310                 | 1,329,480 | 1,329,480 |
| 0000179524 | 20140917 | 児童運動具(ライブラリーキット)   | ライブラリーキットリーディングエリア WE36999M         | 392,040   | 392,040   |
| 0000179525 | 20140917 | 児童運動具(わんぱくV字スクーター) | わんぱくV字スクーター WI47500                 | 52,920    | 52,920    |
| 0000179526 | 20140917 | 児童運動具(わんぱくV字スクーター) | わんぱくV字スクーター WI47500                 | 52,920    | 52,920    |
| 0000179527 | 20140917 | 児童運動具(わんぱく三輪車S)    | わんぱく三輪車S WI45000                    | 47,520    | 47,520    |
| 0000179528 | 20140917 | 児童運動具(わんぱく三輪車S)    | わんぱく三輪車S WI45000                    | 47,520    | 47,520    |
| 0000179529 | 20140917 | 児童運動具(わんぱく三輪車S)    | わんぱく三輪車S WI45000                    | 47,520    | 47,520    |
| 0000179530 | 20140917 | 児童運動具(三輪車サーキット)    | 三輪車サーキット                            | 432,000   | 432,000   |

|            |          |                |                                                    |           |           |
|------------|----------|----------------|----------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 0000179531 | 20140917 | 児童運動具          | 砂場                                                 | 1,080,000 | 1,080,000 |
| 0000194657 | 20170406 | バッファロー NAS 8TB | TS 3210DN0802                                      | 137,000   | 137,000   |
| 0000196232 | 20171226 | オキ カラーレーザー複合機  | MC863dnmv                                          | 293,760   | 293,760   |
| 0000260358 | 20200716 | 自動体外式除細動器(AED) | 別紙仕様書のとおり                                          | 85,800    | 85,800    |
| 0000269437 | 20221028 | 糸ノコ盤           | ペガス SC-16CE                                        | 129,900   | 0         |
| 0000274687 | 20240222 | iPad           | 第10世代64GB                                          | 65,450    | 65,450    |
| 0000274688 | 20240222 | iPad           | 第10世代64GB                                          | 65,450    | 65,450    |
| 0000274689 | 20240222 | iPad           | 第10世代64GB                                          | 65,450    | 65,450    |
| 0000274690 | 20240222 | iPad           | 第10世代64GB                                          | 65,450    | 65,450    |
| 0000275929 | 20240313 | キャッシュレス決済対応券売機 | 本体:NECマグナスコミュニケーションズ株式会社製BT-e312/付属品:日本電気株式会社製IM10 | 3,630,000 | 3,630,000 |
| 0000336309 | 20260401 | 石川製作所サイド付台車    | 410                                                | 42,012    | 42,012    |

# 静岡市指定管理料スライド制度の手引

静岡市（社会共有資産利活用推進課・財政課）

令和8年2月

## 目次

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| 1 趣旨 .....                                       | 2  |
| 2 概要 .....                                       | 2  |
| 3 賃金水準の変動に伴うスライド .....                           | 3  |
| 4 物価水準の変動に伴うスライド .....                           | 5  |
| 5 制度運用スケジュール .....                               | 6  |
| 6 その他の取扱い .....                                  | 7  |
| （様式1）指定管理料スライド制度に係る変動率の確定通知 .....                | 8  |
| （様式2－1）指定管理料スライド制度に基づく指定管理料スライド額の確定通知（適用あり） .... | 9  |
| （様式2－2）指定管理料スライド制度に基づく指定管理料スライド額の確定通知（適用なし） ...  | 11 |
| （様式3）指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書 .....                | 12 |

## 1 趣旨

これまでの指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準・物価水準の変動による影響は、あらかじめ事業者が想定した上で応募するものとして、指定管理料に反映することはしていなかったが、近年は最低賃金の上昇や物価高騰による管理運営経費の増加が、指定管理施設の管理運営に大きな影響を及ぼしている。

今後も賃金水準・物価水準の更なる上昇が見込まれることから、指定管理施設の安定的な管理運営を図るため、賃金水準・物価水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更する仕組みである「指定管理料スライド制度」（以下「スライド制度」という。）を導入する。

## 2 概要

### （1）基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理料について、募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費（これらの費目に乗じて算出される経費を含む）の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額（以下「基準額」とする。）を基として、賃金水準及び物価水準の変動を反映するための見直し計算を行い、算出したスライド額を翌年度の指定管理料に反映する。

### （2）対象施設

令和7年度以降、指定期間が開始する全ての指定管理施設を対象とする。

### （3）適用時期

指定管理2年目の指定管理料からスライド制度を適用する。

※指定管理初年度の指定管理料については、募集時の積算に現在の賃金水準や物価水準が反映されているため、適用の対象としない。

### （4）賃金水準・物価水準の変動を算定する指標

#### ①賃金水準

常勤職員の人件費 … 毎年9月頃に静岡市人事委員会が公表する「民間給与実態調査」から算出した年間の給与額

臨時職員の人件費 … 毎年8月頃に静岡労働局が公表し、10月頃に発効される静岡県最低賃金

#### ②物価水準

事業費・施設費 … 日本銀行調査統計局が公表する4月の「企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸）」

### （5）賃金水準・物価水準の変動のうち指定管理者が負担する範囲

指定期間を通じ、各経費の基準額の±1.5%の範囲は、指定管理者の負担とする。

## (6) スライド額の算出方法

「募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費（これらの費目に乗じて算出される経費を含む）の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額」（基準額）に、「各指標の変動率」を乗じてそれぞれの増減額を算出し、この増減額から「当該基準額に1.5%を乗じた指定管理者の負担分」を差し引いた額を各経費のスライド額として算出し、次年度の指定管理料へ反映する。（賃金水準・物価水準が下がった場合には、指定管理料を減額する。）

なお、スライド額が各経費の基準額の±1.5%を超えるまでは指定管理者の負担になるため、次年度の指定管理料に反映するスライド額は0円とし、指定管理料の増減は行わない。

<イメージ>

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{〇〇費の} \\ \text{スライド額} \\ \hline \end{array} = \underbrace{\begin{array}{|c|} \hline \text{〇〇費の} \\ \text{積算額} \\ \hline \end{array} \times \text{請負率} \times \text{変動率}}_{\text{基準額}} - \begin{array}{|c|} \hline \text{【指定管理者負担分】} \\ \hline \text{〇〇費の} \\ \text{積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\% \\ \hline \end{array}$$

## 3 賃金水準の変動に伴うスライド

### (1) スライド対象とする範囲

#### ①常勤職員の人件費

常勤の職員（常勤の職員と同程度の技能を有するものを含む）の人件費として積算した給料、期末勤勉手当及び法定福利費

#### ②臨時職員の人件費

①以外の職員（パートタイム等の臨時職員）の人件費として積算した賃金、期末勤勉手当及び法定福利費

#### ③ 人件費に連動する管理費

①及び②に経費率10.0%を乗じて算出した管理費

### (2) 変動率の算出方法

#### ①常勤職員の人件費

$$\frac{\text{前年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額}} - 1 = \text{変動率}$$

#### ②臨時職員の人件費

$$\frac{\text{前年度の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度の静岡県最低賃金}} - 1 = \text{変動率}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

### (3) スライド額の算出方法

<人件費のスライド額> ※令和8年度の指定管理料の場合の例

$$\begin{aligned}
 \text{A 常勤職員人件費増減額} &= a \text{ 常勤職員人件費の積算額} \times \text{請負率} \times \left( \frac{\text{前年度 (R7) の民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度 (R6) の民間給与実態調査の額}} - 1 \right) \\
 \text{B 臨時職員人件費増減額} &= b \text{ 臨時職員人件費の積算額} \times \text{請負率} \times \left( \frac{\text{前年度 (R7) の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度 (R6) の静岡県最低賃金}} - 1 \right) \\
 \text{人件費のスライド額} &= (\text{A 常勤職員人件費増減額} + \text{B 臨時職員人件費増減額}) - \text{人件費(a+b)の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\%
 \end{aligned}$$

<人件費に連動する管理費のスライド額>

$$\text{管理費のスライド額} = \text{人件費のスライド額} \times 10.0\% \text{ (経費率)}$$

<制度運用イメージ>



#### 4 物価水準の変動に伴うスライド

##### (1) スライド対象とする範囲

###### ①事業費

事業費として積算したすべての経費

###### ②施設費

施設費として積算した経費のうち、光熱水費及び燃料費を除く額

※光熱水費及び燃料費については、エネルギー価格高騰の影響や国の補助制度等により、今後の価格の動向が不透明なため、当面は精算を行うこととし、スライド対象には含めない。

###### ③ 事業費・施設費に連動する管理雑費

①及び②に経費率 1.0% を乗じて算出する管理雑費

##### (2) 変動率の算出方法

###### ①事業費

$$\frac{\text{前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}} - 1 = \text{変動率}$$

###### ②施設費（光熱水費及び燃料費を除く）

$$\frac{\text{前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}} - 1 = \text{変動率}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

##### (3) スライド額の算出方法

<事業費・施設費のスライド額> ※令和8年度の指定管理料の場合の例

$$\begin{aligned} \text{事業費のスライド額} &= \text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times \left( \frac{\text{前年度（R7）の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度（R6）の企業向けサービス価格指数}} - 1 \right) \\ &\quad - \text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\% \\ \text{施設費のスライド額} &= \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \times \left( \frac{\text{前年度（R7）の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度（R6）の企業向けサービス価格指数}} - 1 \right) \\ &\quad - \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\% \end{aligned}$$

<事業費・施設費に連動する管理雑費のスライド額>

$$\text{管理雑費のスライド額} = \left( \text{事業費のスライド額} + \text{施設費のスライド額} \right) \times 1.0\% \text{（経費率）}$$

## 5 制度運用スケジュール

|                 |         |        | 静岡市                                                                                  | 指定管理者                        |
|-----------------|---------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 指定<br>期間<br>開始前 | 募集実施時   |        | ・スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集                                           |                              |
|                 | 年度協定締結時 |        | ・スライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結                                                |                              |
| 指定<br>期間中       | 計算を行う年度 | 9～10月頃 | ・賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の変動率等を指定管理者に通知（様式1）<br>・翌年度のスライド額を算出し、スライド額が生じる場合は翌年度の指定管理料に反映 | ・通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討        |
|                 |         | 1月頃    | ・指定管理者に翌年度のスライド額を通知（様式2）                                                             |                              |
|                 | 2年目以降   | 4月     | ・スライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結                                                     |                              |
|                 |         | 随時     | ・モニタリング等の機会に賃上げ等の実施状況を確認                                                             | ・年度終了後、反映状況に関する報告書（様式3）を市へ提出 |

### （1）指定期間開始前

- ① 指定管理者の募集時、スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集する。
- ② 年度協定締結時、市（施設所管課）と指定管理者でスライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結する。

### （2）指定期間中

#### ① 計算を行う年度

- ア 市（財政課）は、賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の公表時期に合わせて各指標の変動率等を算出し、市（施設所管課）は、算出された変動率を指定管理者に通知する（様式1）。
- イ 市（施設所管課）は、翌年度のスライド額を算出し、スライド額が生じる場合は翌年度の指定管理料に反映する。
- ウ 市（施設所管課）は、スライド額の確定後、指定管理者にスライド額を通知する（様式2）。
- エ 指定管理者は、各通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討する。

#### ② 指定期間2年目以降

- ア 算出したスライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結する。
- イ 指定管理者は、年度終了後、事業報告書とともに「指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書（様式3）」を市（施設所管課）へ提出する。
- ウ 市（施設所管課）は、モニタリング実施時や事業報告（年度報告）の確認を行う際に、賃金水準の変動に伴う人件費の対応状況について確認を行う。

※②イ、ウの対応は、賃金水準の変動に伴うスライド額が適用された場合のみ

## 6 その他の取扱い

### (1) 指定期間開始が4月1日以外の場合

新規施設など、指定期間の開始が4月1日以外の施設について、翌年度の見直し計算を行うまでに指定期間が開始している場合は、翌年度の指定管理料から見直し計算の対象とする。

### (2) PFI 法に基づく指定管理施設

PFI 法に基づく指定管理施設については、個別の事業契約に基づき物価調整を行うため、本制度は適用しない。

00静〇〇〇第 号  
年 月 日

(指定管理者) 様

静岡市長 〇 〇 〇 〇  
( 〇 〇 局 〇 〇 〇 課 )

### 指定管理料スライド制度に係る変動率の確定通知

指定管理料スライド制度に係る〇年度の賃金水準及び物価水準の変動率について、次のとおり確定しましたので、通知します。

### 記

#### 1 対象施設及び指定管理料積算年度

| 施設名  | 指定管理料積算年度 |
|------|-----------|
| 〇〇〇〇 | △年度       |

#### 2 〇年度に公表された賃金水準及び物価水準の変動率

##### (1) 賃金水準

| 指標                   | △年度 | 〇年度 | 変動率(△年度基準) |
|----------------------|-----|-----|------------|
| 民間給与実態調査から算出した年間の給与額 | 〇〇円 | 〇〇円 | 〇.〇〇%      |
| 静岡県最低賃金              | 〇〇円 | 〇〇円 | 〇.〇〇%      |

##### (2) 物価水準

| 指標                       | △年度  | 〇年度  | 変動率(△年度基準) |
|--------------------------|------|------|------------|
| 企業向けサービス価格指数の総平均(除く国際運輸) | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇%      |

#### 3 その他

- (1) 各変動率を基に、今後、〇+1年度の指定管理料スライド額を算出します。なお、スライド額が各経費の基準額の±1.5%を超えるまでは指定管理者の負担になるため、算出の結果、スライド額が適用されない場合があります。
- (2) 賃金水準の変動につきましては、職員の人件費への適切な反映等をご検討いただきますようお願いいたします。

【担当】 〇〇局〇〇課〇〇係 担当：〇〇  
電 話：  
メー ル：

## 様式2-1（適用あり）

00静〇〇〇第 号

年 月 日

（指定管理者）様

静岡市長 〇 〇 〇 〇  
（ 〇 〇 局 〇 〇 〇 課 ）

## 指定管理料スライド制度に基づく指定管理料スライド額の確定通知

指定管理料スライド制度に基づく〇+1年度の指定管理料スライド額について、次のとおり確定しましたので、通知します。

## 記

## 1 対象施設及び指定管理料積算年度

| 施設名  | 指定管理料積算年度 |
|------|-----------|
| 〇〇〇〇 | △年度       |

## 2 〇年度に公表された賃金水準及び物価水準の変動率

## （1）賃金水準

| 指標                   | 変動率（△年度基準） |
|----------------------|------------|
| 民間給与実態調査から算出した年間の給与額 | 〇.〇〇%      |
| 静岡県最低賃金              | 〇.〇〇%      |

## （2）物価水準

| 指標                       | 変動率（△年度基準） |
|--------------------------|------------|
| 企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸） | 〇.〇〇%      |

## 3 〇+1年度の指定管理料スライド額

〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 算出根拠

別添「指定管理料スライド額計算シート」のとおり

## 5 その他

- (1) 賃金水準の変動に伴うスライド額が適用された場合は、職員の人件費への適切な反映等をご検討ください。
- (2) 賃金水準の変動に伴うスライド額が適用された場合は、スライド額の適用年度終了後、事業報告書とともに「指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書（様式）」を市（施設所管課）へ提出してください。
- モニタリング実施時や事業報告（年度報告）の確認を行う際に、賃金水準の変動に伴う人件費の対応状況について確認させていただきます。
- (3) 算出したスライド額は、適用年度の指定管理料に反映します。ただし、予算の議決により変更となる場合があります。

|                                               |
|-----------------------------------------------|
| <p>【担当】 ○○局○○課○○係 担当：○○<br/>電 話：<br/>メール：</p> |
|-----------------------------------------------|

（指定管理者）様

静岡市長     〇   〇   〇   〇  
 （ 〇 〇 局 〇 〇 〇 課 ）

## 指定管理料スライド制度に基づく指定管理料スライド額の確定通知

指定管理料スライド制度に基づく〇+1年度の指定管理料スライド額について、次のとおり確定しましたので、通知します。

## 記

## 1 対象施設及び指定管理料積算年度

| 施設名  | 指定管理料積算年度 |
|------|-----------|
| 〇〇〇〇 | △年度       |

## 2 〇年度に公表された賃金水準及び物価水準の変動率

## （1）賃金水準

| 指標                   | 変動率（△年度基準） |
|----------------------|------------|
| 民間給与実態調査から算出した年間の給与額 | 〇.〇〇%      |
| 静岡県最低賃金              | 〇.〇〇%      |

## （2）物価水準

| 指標                       | 変動率（△年度基準） |
|--------------------------|------------|
| 企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸） | 〇.〇〇%      |

## 3 〇+1年度の指定管理料スライド額

0円（算出した結果、各経費の基準額の±1.5%を超えないため）

## 4 算出根拠

別添「指定管理料スライド額計算シート」のとおり

【担当】〇〇局〇〇課〇〇係 担当：〇〇  
 電 話：  
 メール：

## 指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書

年 月 日

賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況について、下記のとおり報告します。

※賃金水準の変動に伴うスライド額が適用された場合のみ提出

### 1 基本情報

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 施設名    |                       |
| 指定期間   | 年 月 日～ 年 月 日（指定期間 年目） |
| 指定管理者名 |                       |

### 2 賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況

☐ ①職員の人件費に反映した

具体的な反映内容

|  |
|--|
|  |
|--|

☐ ②職員の人件費に反映していない

反映していない理由

|  |
|--|
|  |
|--|

### 3 その他

その他、賃金水準の変動に伴う賃上げ等の検討状況や自由意見

|  |
|--|
|  |
|--|

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

金額単位：円

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{指定管理料} & : & \text{指定管理料 提案額} & \div & \text{指定管理料 上限額} \\ \hline \text{請負率} & & & = & \text{請負率} \\ & & & & \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{常勤職員人件費の} & : & \text{前年度(n-1)の民間給与実態調査の額} & \div & \text{指定管理料積算年度の民間給与実態調査の額} & - 1 \\ \hline \text{変動率} & & & & & = \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{A 常勤職員人件費} & : & \text{a 常勤職員人件費の積算額} & \times & \text{請負率} & \times \text{変動率} \\ \hline \text{増減額} & & & & \#DIV/0! & \#DIV/0! \\ \hline & & & & & = \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{臨時職員人件費の} & : & \text{前年度(n-1)の静岡県最低賃金} & \div & \text{指定管理料積算年度の静岡県最低賃金} & - 1 \\ \hline \text{変動率} & & & & & = \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{B 臨時職員人件費} & : & \text{b 臨時職員人件費の積算額} & \times & \text{請負率} & \times \text{変動率} \\ \hline \text{増減額} & & & & \#DIV/0! & \#DIV/0! \\ \hline & & & & & = \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{指定管理者} & : & ( & \text{a 常勤職員人件費の積算額} & \times & \text{請負率} & + & \text{b 臨時職員人件費の積算額} & \times & \text{請負率} & ) & \times & 1.50\% & = & \text{c} & \#DIV/0! \\ \hline \text{負担額} & & & & & \#DIV/0! & & & & \#DIV/0! & & & & & & \\ \hline \end{array}$$

→ ± #DIV/0! 円 までは指定管理者の負担とする。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{人件費の} & : & \text{A} & \#DIV/0! & + & \text{B} & \#DIV/0! & = & \text{C} & \#DIV/0! \\ \hline \text{増減額} & & & & & & & & & \\ \hline \end{array}$$

→ 人件費の増減額（C）と指定管理者負担額（c）を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。  
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○人件費の増減額（C）がプラスの場合

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{人件費の} & : & \text{C} & \#DIV/0! & - & \text{指定管理者負担額} \\ \hline \text{スライド額} & & & & & \#DIV/0! \\ \hline & & & & & = \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

※管理費の計算シートへの入力数値

●人件費の増減額（C）がマイナスの場合

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{人件費の} & : & \text{C} & \#DIV/0! & + & \text{指定管理者負担額} \\ \hline \text{スライド額} & & & & & \#DIV/0! \\ \hline & & & & & = \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

※管理費の計算シートへの入力数値

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

金額単位：円

|              |   |                |   |                |   |                |
|--------------|---|----------------|---|----------------|---|----------------|
| 指定管理料<br>請負率 | : | 指定管理料 提案額<br>0 | ÷ | 指定管理料 上限額<br>0 | = | 請負率<br>#DIV/0! |
|--------------|---|----------------|---|----------------|---|----------------|

|             |   |                                                                          |   |         |
|-------------|---|--------------------------------------------------------------------------|---|---------|
| 事業費の<br>変動率 | : | $\frac{\text{前年度(n-1)の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数}} - 1$ | = | #DIV/0! |
|-------------|---|--------------------------------------------------------------------------|---|---------|

|             |   |                                                      |   |           |
|-------------|---|------------------------------------------------------|---|-----------|
| 事業費の<br>増減額 | : | $\text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times \text{変動率}$ | = | A #DIV/0! |
|-------------|---|------------------------------------------------------|---|-----------|

|              |   |                                                  |   |         |
|--------------|---|--------------------------------------------------|---|---------|
| 指定管理者<br>負担額 | : | $\text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\%$ | = | #DIV/0! |
|--------------|---|--------------------------------------------------|---|---------|

→ ± #DIV/0! 円までは指定管理者の負担とする。

→ 事業費の増減額（A）と指定管理者負担額を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。  
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○事業費の増減額（A）がプラスの場合

|               |           |   |         |   |         |
|---------------|-----------|---|---------|---|---------|
| 事業費の<br>スライド額 | A #DIV/0! | - | #DIV/0! | = | #DIV/0! |
|---------------|-----------|---|---------|---|---------|

※管理雑費の計算シートへの入力数値

○事業費の増減額（A）がマイナスの場合

|               |           |   |         |   |         |
|---------------|-----------|---|---------|---|---------|
| 事業費の<br>スライド額 | A #DIV/0! | + | #DIV/0! | = | #DIV/0! |
|---------------|-----------|---|---------|---|---------|

※管理雑費の計算シートへの入力数値

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

金額単位：円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料} \\ \hline \text{請負率} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料 提案額} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料 上限額} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の} \\ \hline \text{変動率} \\ \hline \end{array} : \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{前年度(n-1)の企業向けサービス価格指数} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数} \\ \hline \end{array}} - 1 = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の} \\ \hline \text{増減額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の積算額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{変動率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理者} \\ \hline \text{負担額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \times 1.50\% = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

→ ± #DIV/0! 円までは指定管理者の負担とする。

→ 施設費の増減額（A）と指定管理者負担額を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。  
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○施設費の増減額（A）がプラスの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

※管理雑費の計算シートへの入力数値

○施設費の増減額（A）がマイナスの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

※管理雑費の計算シートへの入力数値

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

金額単位：円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{管理費の} \\ \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{人件費スライド額} \\ \hline \text{\#DIV/0!} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{経費率} \\ \hline 10.0\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{\#DIV/0!} \\ \hline \end{array}$$

---

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{管理雑費の} \\ \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{事業費スライド額} \\ \hline \text{\#DIV/0!} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{施設費スライド額} \\ \hline \text{\#DIV/0!} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{経費率} \\ \hline 1.0\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{\#DIV/0!} \\ \hline \end{array}$$

【合計（令和n年度の指定管理料スライド額）】

金額単位：円

1 人件費のスライド額

#DIV/0!

2 事業費のスライド額

#DIV/0!

3 施設費のスライド額

#DIV/0!

4 管理費のスライド額

#DIV/0!

5 管理雑費のスライド額

#DIV/0!

●スライド額合計

#DIV/0!